

平成 25 年度 第 1 回 (H25.8 実施)

運行管理者試験問題【貨物】

(制限時間 90 分)

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 貨物自動車運送事業法の目的について、次の A、B、C、D に入るべき字句を次の枠内の選択肢 (1~8) から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を (A) なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく (B) を図るための (C) による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の (D) を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 健全かつ効率的 | 2. 適正かつ合理的 | 3. 措置の遵守等 |
| 4. 秩序の確立 | 5. 民間団体等 | 6. 運送事業者 |
| 7. 健全な発達 | 8. 総合的な発達 | |

問 2 一般貨物自動車運送事業の輸送の安全等に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 一般貨物自動車運送事業者 (以下「事業者」という。) は、貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分 (輸送の安全に係るものに限る。) を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
2. 事業者は、選任した運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する安全管理規程を定めなければならない。
3. 事業者は、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任し、当該運行管理者に対し事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
4. 事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、当該運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する当該運送の指示をしてはならない。

問3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 乗務員等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。
2. 法令の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者等に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者等に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
3. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
4. 事業用自動車について、構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成すること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 業務前の点呼は、対面等（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③道路運送車両法の規定による日常点検又は定期点検の実施について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
2. 業務前又は業務後の点呼のいずれかが対面等で行うことができない業務をさせる場合は、当該点呼のほかに、当該業務の途中において少なくとも1回、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあつては、電話その他の方法）により点呼を行い、所定の事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
3. 業務後の点呼は、対面等（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による通告についても報告を求めなければならない。
4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、法令の規定により点呼時に酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

問5 一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の運行の安全を確保するために、運転者に対する指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない国土交通省告示で定める特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者等は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合及び外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。
3. 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがない者には、初任運転者を対象とする特別な指導についてやむを得ない事情がある場合を除き、初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。
4. 一般貨物自動車運送事業者等は、高齢運転者に対する特別な指導については、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。この指導は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。

問6 一般貨物自動車運送事業者が運転者に記録させる業務の記録に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 業務の記録として記録すべき事項は、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準の規定に適合する運行記録計により記録することができる。この場合において、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。
2. 道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
3. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
4. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点、日時及び休憩の方法を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない。

問7 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 道路交通法に規定する救護義務違反があった場合には、当該違反があったことを事業者が知った日から30日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書（以下「報告書」という。）3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
2. 事業用自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置をいう。）の故障により、自動車が運行できなくなった場合には、国土交通大臣に提出する報告書に当該自動車の自動車検査証の有効期間、使用開始後の総走行距離等所定の事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。
3. 事業用自動車が橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法に規定する鉄道施設（軌道法による軌道施設を含む。））を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両（軌道車両を含む。）の運転を休止させた場合には、30日以内に、国土交通大臣への報告書の提出のほか、電話その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
4. 事業用自動車を含む5両の自動車に関係する衝突事故により、10名の負傷者が生じる事故があった場合には、30日以内に、国土交通大臣への報告書の提出のほか、電話その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

問8 一般貨物自動車運送事業の事業用自動車に係る記録等の保存期間に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。
2. 事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離等所定の事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
3. 運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを1年間保存しなければならない。
4. 法令に定める事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問 9 道路運送車両法の目的についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行うこと
2. 道路運送車両に関し、操縦の容易性及び安定性の確保を図ること
3. 道路運送車両に関し、整備についての技術の向上を図ること及び自動車の整備事業の健全な発達に資すること
4. 道路運送車両に関し、公害の防止その他の環境の保全を図ること

問 10 道路運送車両法に定める自動車の日常点検について、次のA、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は(A)は、1日1回、その運行の(B)において、国土交通省令で定める(C)により、灯火装置の点灯、(D)の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 終了後 | 2. これを管理する者 | 3. 制動装置 |
| 4. 技術上の基準 | 5. これを運行する者 | 6. 安全上の基準 |
| 7. 動力伝達装置 | 8. 開始前 | |

問 11 自動車の検査等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車の自動車検査証は、当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備えなければならない。**(※法改正により一部改変)**
2. 検査標章には、国土交通省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。
4. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものの原動機には、自動車が時速100キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
2. 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。
3. 非常点滅表示灯は、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火として作動する場合には、点滅回数の基準に適合しない構造とすることができる。
4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が5トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。

3. 道路交通法関係

問 13 道路交通法に定める用語の意義に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 本線車道とは、車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分进行をいう。
2. 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で10分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止(特定自動運行中の停止を除く。)をし、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
3. 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。
4. 路側帯とは、歩行者及び自転車の通行の用に供するため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

問 14 駐車を禁止する場所（公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたとき等法令により適用しない場合を除く。）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
4. 車両は、法令の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。

問 15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置について、次のA、B、C、Dに入るべき字句のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、（A）し、道路における（B）する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。）の警察官に当該交通事故が発生した（C）、当該交通事故における死傷者の数及び（D）並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

- | | | |
|---|------------------------------|---------------|
| A | 1. 安全な駐車位置を確保
3. 負傷者を救護 | 2. 非常点滅表示灯を点灯 |
| B | 1. 危険を防止
3. 事故の状況を確認 | 2. 円滑な運行を確保 |
| C | 1. 原因及び道路の状況
3. 現場の目撃者の有無 | 2. 日時及び場所 |
| D | 1. 関係車両の数
3. 負傷者の年齢及び性別 | 2. 負傷者の負傷の程度 |

問 16 交差点等における通行方法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入ってはならない。
2. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該歩行者等の直前で停止することができるような速度で進行し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。
3. 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
4. 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

問 17 貨物の積載制限（出発地の警察署長が許可した場合を除く。）、運転者の遵守事項等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
2. 過積載をしている自動車の運転者に対し、警察官から過積載とならないようにするため必要な応急の措置命令がされた場合において、当該命令に係る自動車の使用者（当該自動車の運転者であるものを除く。）が当該自動車に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該自動車の使用者に対し、自動車を運転者に運転させる場合にあらかじめ自動車の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他自動車に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。
3. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の使用者に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨を命ずることができる。
4. 車両等の運転者は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、できる限り安全な速度と方法で進行し、その歩行者の通行を妨げないように努めなければならない。

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法の定めについての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。
3. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。
4. 労働基準法第106条に基づき使用者は、同法及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、時間外労働、休日労働に関する協定等を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

問 19 労働基準法の定めについての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態窮迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。
2. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
3. 使用者は、その雇入れの日から起算して3ヵ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。
4. 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間について、次のA、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢(1~8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。

- (1) 拘束時間は、1ヵ月について(A)を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が、(B)を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- (2) 1日についての拘束時間は、(C)を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(D)とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

1. 13 時間	2. 14 時間	3. 15 時間	4. 16 時間
5. 293 時間	6. 299 時間	7. 3,516 時間	8. 3,588 時間

問 21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。)の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
2. 労使当事者は、時間外労働協定においてトラック運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内の一定の期間とするものとする。
3. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
4. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものであるが、このうち、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1.

乗務開始				乗務終了		
運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
2時間50分	20分	1時間10分	20分	4時間	20分	30分

2.

乗務開始				乗務終了		
運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
3時間20分	25分	40分	5分	3時間30分	30分	1時間

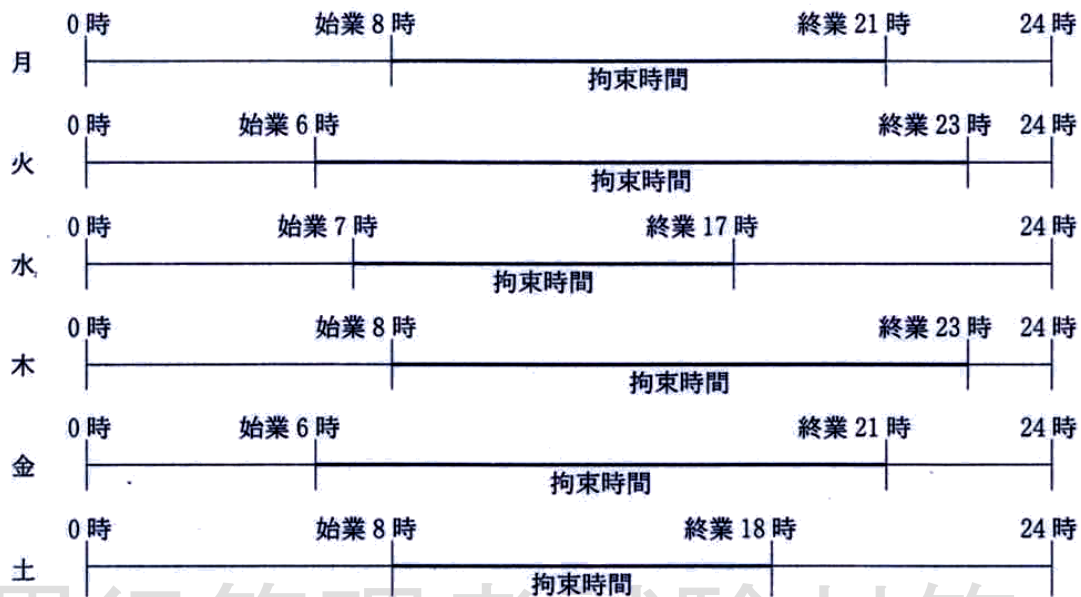
3.

乗務開始				乗務終了		
運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
2時間30分	10分	1時間30分	20分	4時間	30分	30分

4.

乗務開始						乗務終了		
運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
1時間30分	10分	1時間30分	10分	1時間	10分	2時間40分	20分	2時間

問 23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1 人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、業務の必要上、勤務の終了後継続して、定められた時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には該当しないものとする。なお、日曜日は休日とする。



1. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務はない。また、勤務終了後の休息期間については改善基準に違反するものが1回ある。
2. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務が1回ある。また、勤務終了後の休息期間についても改善基準に違反するものが1回ある。
3. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務が2回ある。また、勤務終了後の休息期間は改善基準に違反していない。
4. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務が2回ある。また、勤務終了後の休息期間についても改善基準に違反するものが1回ある。

5. 実務上の知識及び能力

問 24 点呼に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 運転者は、事業用トラックの乗務について、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるとき及び酒気を帯びた状態にあるときは、事業者に申し出ることとされている。したがって、運転者は、点呼において運行管理者からこれらに該当しているか否かについて報告を求められても、既に事業者に申し出ている場合には、運行管理者に申し出る必要はない。
2. 業務前の点呼における酒気帯びの有無を確認するため、アルコール検知器を使用しなければならないとされているが、アルコール検知器を使用する理由は、身体に保有しているアルコールの程度を測定し、道路交通法で定める呼気 1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上であるか否かを判定するためである。
3. 荷主から依頼のあった運送が、深夜の時間帯に長距離走行となることから、運行管理者は、当該運送については交替運転者を同乗させることとした。出庫時から運転を開始する運転者に対する業務前の点呼については、所属する営業所において対面により行い、出庫時から同乗する交替運転者の業務前の点呼については、あらかじめ運転を交替する地点として指示した地点において、交替運転者が運転を開始する前にテレビ機能付き携帯電話及び車載されているアルコール検知器を使用して、健康状態、酒気帯びの有無等の報告、確認を行った。
4. 運行管理者が業務前の点呼において運転者に対し、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるかどうかの報告を求めたところ、「体調に問題はなく、運転に支障はない。」との報告を受けたが、運転者の動作等がいつもと違うように感じられたので、運行管理者は、当該運転者の声、動作、顔色等をさらに注意深く観察するなどして確認したところ、安全な運転に支障がない状態であることが確認できたので乗務させた。

問 25 複数日にわたり事業用トラックの運行の業務に従事（2 日目、3 日目は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務である。）する運転者の点呼に関する次の 1～5 の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 1 日目の運行開始が、所属する営業所と離れた場所にある車庫からとなるので、運行管理者の補助者が車庫に出向き、運転者に対する業務前の点呼を対面により行った。当該点呼における酒気帯びの有無については、事業用トラックに搭載されているアルコール検知器を使用して確認した。
2. 1 日目、運転者は運行中にめまいがあり気分が悪くなったので、道路わきの空き地に一時事業用トラックを停車させ様子をみていたところ、気分が良くなったので運転を再開した。荷主先への到着が指定された時刻より遅くなったものの無事到着することができた。運転者は、運行中のめまいについては疲れによる一過性のものであり、今晚ゆっくり休めば問題はないと考え、宿泊先での業務後の点呼において、運行管理者に対して事業用トラック、道路及び運行の状況については「特に問題はなかった。」と報告した。
3. 2 日目の運行にあたり、運転者は、一晩十分に睡眠を取ったため体調が良くなっていると感じ、携帯電話による業務前の点呼の際に、運行管理者に対して疲労等に問題はないこと及び搭載されているアルコール検知器の測定結果を報告した。運行管理者は、2 日目の運送は荷主先での待ち時間が多く、また、走行距離も短いものであったが、運行途中の荷待ち時間の際に携帯電話による業務途中の点呼（以下「中間点呼」という。）を行い、疲労等について報告を求め、問題がないことを確認した。しかし、酒気帯びの有無については、業務後の点呼において搭載されているアルコール検知器を使用して確認することから、当該点呼においては、アルコール検知器を使用せず、運転者からの報告に基づく確認を行った。
4. 2 日目の中間点呼の実施結果については、特に問題がなかったため、点呼記録表に記録しなかったが、2 日目の業務後の点呼を携帯電話により行い、その結果を点呼記録表に記録した。
5. 3 日目の運行を遠隔地にある他の営業所で終了させ、運転者に対する業務後の点呼については、他の営業所の運行管理者が対面で行い、その結果を、当該運転者が所属する営業所の運行管理者に連絡した。連絡を受けた運行管理者は、当該運転者から、所定の事項について電話で報告を受けるとともに、搭載されているアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認した。

問 26 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 交通事故の防止対策を効率的かつ効果的に講じていくためには、事故情報を多角的に分析し、事故実態を把握した上で、①計画の策定、②対策の実施、③効果の評価、④対策の見直し及び改善、という一連の交通安全対策のサイクルを繰り返すことが必要である。
2. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
3. いわゆるヒヤリ・ハットとは、運転者が運転中に他の自動車等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した状態をいい、1 件の重大な事故（死亡・重傷）が発生する背景には多くのヒヤリ・ハットがあるとされており、このヒヤリ・ハットを調査し減少させていくことは、交通事故防止対策に有効な手段となっている。
4. 指差呼称は、運転者の錯覚、誤判断、誤操作等を防止するための手段であり、道路の信号や標識などを指で差し、その対象が持つ名称や状態を声に出して確認することをいい、安全確認に重要な運転者の意識レベルを高めるなど交通事故防止対策に有効な手段の一つとして活用されている。

©運行管理者試験対策.net

問 27 道路法による特殊車両通行許可（以下「特殊車両通行許可」という。）及び道路交通法による制限外許可（以下「制限外許可」という。）に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 自動車の幅が 2.5 メートルの事業用トラックに、工作機械（分割不可能なもの）を積載したところ、当該トラックの幅より左右ともに 30 センチメートル突出した状態になった。運行管理者は、この積載状況であれば特殊車両通行許可及び制限外許可を受ける必要はないと判断し、運転者に対して、当該工作機械の両端に赤い布を取り付ける等注意して運送するよう指示した。
2. 自動車の高さが 3.6 メートルの事業用トラックに、建築部材を積載したところ、地上から当該建築部材の最も高い部分までの高さが 3.8 メートルであり、当該トラックの高さ 3.6 メートルを超えているが、道路法（車両制限令）による車両の高さの最高限度及び道路交通法による積載物の高さの制限を超えていないことから、運行管理者は、特殊車両通行許可及び制限外許可を受ける必要はないと判断し、運転者に対して、この状態で運送するよう指示した。
3. 乗車定員 2 名、最大積載量が 13,450 キログラム、車両総重量が 24,750 キログラムの事業用トラックに、運転者 2 名（交替運転者を含む。）を乗車させ、13,200 キログラムの建築部材を積載した状態で重量を計測したところ、24,500 キログラムであった。運行管理者は、この重量が当該トラックの車両総重量 24,750 キログラムを超えていないため、どのような道路でも通行できることから、当該運送については特殊車両通行許可及び制限外許可を受ける必要はないと考え、通行する道路については運転者の判断に任せ、特に指示はしなかった。
4. 自動車の長さが 10 メートルの事業用トラックに、全長が 12.5 メートルの建築部材（分割不可能なもの）を積載したところ、建築部材の一部が当該トラックの車体の後端より 1.5 メートル突出した状態となった。運行管理者は、この状態は道路法（車両制限令）による車両の長さの最高限度及び道路交通法による積載物の大きさ及び積載の方法の制限を超えていないことから、特殊車両通行許可及び制限外許可を受けず運行させることにした。

問 28 自動車の走行時に働く力及び運転中の人間の視覚と視野等に関する次の記述のうち、適切でないものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車がカーブを走行するときの遠心力の大きさは、自動車の重量及び速度が同一の場合には、カーブの半径が2分の1になると2倍の大きさになることから、急カーブを走行する場合の横転などの危険性について運転者に対し指導する必要がある。
2. 自動車の速度が速くなるほど、運転者の視野は狭くなり、遠くを注視するようになるために、近くは見えにくくなる。したがって、速度を出しすぎると、近くから飛び出してくる歩行者や自転車などを見落としやすくなることから、速度の出し過ぎに注意するよう運転者に対し指導する必要がある。
3. 自動車が追越しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になるため、前の自動車と追越しをする自動車の速度差が大きい場合には追越しに長い時間と距離が必要になることから、無理な追越しをしないよう運転者に対し指導する必要がある。
4. 自動車の夜間の走行時においては、自車のライトと対向車のライトで、道路の中央付近の歩行者や自転車が見えなくなることがあり、これを蒸発現象という。蒸発現象は暗い道路で特に起こりやすいので、夜間の走行の際には十分注意するよう運転者に対し指導する必要がある。

問 29 A自動車は前方のB自動車とともに時速90キロメートルで70メートルの車間距離を保ちながらB自動車に追従して走行していたところ、突然、前方のB自動車が急ブレーキをかけたのを認め、A自動車も直ちに急ブレーキをかけ、A自動車、B自動車ともそのまま停止した。

この場合、A自動車の空走時間を1秒間として、

①停止時におけるA自動車とB自動車の車間距離は何メートルか。

A自動車がB自動車の急ブレーキに気づくのが更に1秒遅れた場合に、

②A自動車がB自動車との車間距離を3メートル残して停止するために必要な車間距離は何メートルか。

を、それぞれ解答用紙の該当する数字の欄にマークして解答しなさい。

なお、この2台の自動車の時速90キロメートルにおける制動距離は45メートルとし、空走時間が1秒の場合の停止距離は70メートルとする。

問 30 下の荷主からの運送依頼に基づいて、A営業所の運行管理者がア～エの運行に関する計画等を立てた。この計画等に関する 1～3 の記述のうち、下線部の記述が適切でないものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

<荷主からの運送依頼事項>

A営業所から重量が 5,250 キログラムの工事用機材を、B地点まで運送する。

<運行に関する計画等>

ア 当該運送には、乗車定員 2 名、車両総重量が 11,000 キログラム、最大積載量が 6,000 キログラムの平ボディ車両を使用する。

イ 当該運送を担当する運転者として、中型自動車の運転免許を受けている者を配置する。

ウ 運行経路として、最高速度が指定されていない高速自動車国道（法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。）の C 料金所～D 料金所間（この間の距離は 58 キロメートル）を走行することとし、この間の運転時間を 40 分とする。

エ 当該運送の担当運転者に対して、業務の記録に貨物の積載状況を記録するよう指示する。

1. 当該運送を担当する運転者として、中型自動車の運転免許を受けている者を配置したこと。
2. C 料金所から D 料金所間の運転時間を 40 分と設定したこと。
3. 当該運送における業務の記録に、貨物の積載状況を記録するよう乗務する運転者に指示したこと。

平成 25 年度第 1 回試験 (H25.8 実施) 解答・解説

問 1		問 2	問 3	問 4
A : 2 B : 3 C : 5 D : 7		2	2,3	3,4
問 5	問 6	問 7	問 8	問 9
2	4	3	2,4	2
問 10		問 11	問 12	問 13
A : 5 B : 8 C : 4 D : 3		2,4	3	3
問 14	問 15		問 16	問 17
2	A : 3 B : 1 C : 2 D : 2		2	1,2
問 18	問 19	問 20		問 21
2,4	3	A : 5 B : 7 C : 1 D : 4		2
問 22	問 23	問 24		
3	4	適 : 4 不適 : 1,2,3		
問 25			問 26	
適 : 1,5 不適 : 2,3,4			1,3,4	
問 27		問 28		
適 : 2 不適 : 1,3,4		3		
問 29		問 30		
① 45 m ② 53 m		1,2		

【運行管理者試験合格必勝セットのご案内】

専用 Web サイトでは、[オリジナルテキスト](#)・[過去問題集](#)・[模擬試験](#)が
セットになった**運行管理者試験合格必勝セット**を販売しております！

運行管理者試験対策.net <https://www.unkan-net.com/>



●凡例

事業法…貨物自動車運送事業法
 事業法施行規則…貨物自動車運送事業法施行規則
 安全規則…貨物自動車運送事業輸送安全規則
 事故報告規則…自動車事故報告規則
 指導及び監督の指針…貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導
 及び監督の指針
 車両法…道路運送車両法
 車両法施行規則…道路運送車両法施行規則
 保安基準…道路運送車両の保安基準
 保安基準細目…道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 点検基準…自動車点検基準
 道交法…道路交通法
 道交法施行令…道路交通法施行令
 道交法施行規則…道路交通法施行規則
 労基法…労働基準法
 改善基準…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示 7 号）
 安全規則の解釈及び運用…貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

問1 正解 A2 B3 C5 D7 (事業法1条)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を(A=適正かつ合理的)なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく(B=措置の遵守等)を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、(C=輸送の安全)を確保するとともに、貨物自動車運送事業の(D=健全な発達)を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

問2 正解2

1. 正しい(安全規則2条の8第2項)。
2. 誤り。事業者は、選任した運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する運行管理規程を定めなければならない(安全規則21条1項)。
3. 正しい(事業法16条1項、20条2項)。
4. 正しい(事業法15条3項)。

問3 正解2,3

1. 誤り。休憩・睡眠に必要な施設を整備、管理及び保守することは、事業者の義務である(安全規則3条3項)。なお、運行管理者の業務は、事業者によって整備された当該施設を適切に管理することである(安全規則20条1項2号)。
2. 正しい(安全規則20条1項12号の2)。
3. 正しい(安全規則20条1項3号)。
4. 誤り。定期に行う点検の基準を作成することは、事業者の義務であり(安全規則3条の2第1号)、運行管理者の業務ではない。

問4 正解3,4

1. 誤り。運転者に対する業務前の点呼において報告・確認が必要な事項は、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③道路運送車両法の規定による日常点検の実施についてであり(安全規則7条1項)、定期点検の実施についての報告は不要である。
2. 誤り。本肢のような中間点呼が必要なのは、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務をさせる場合である(安全規則7条3項)。
3. 正しい(安全規則7条2項)。
4. 正しい(安全規則7条4項)。

問5 正解2

1. 正しい(安全規則10条1項)。
2. 誤り。事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合及び外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後再度トラックに乗務する前に実施する(指導及び監督の指針第2章3)。
3. 正しい(指導及び監督の指針第2章3)。
4. 正しい(指導及び監督の指針第2章2、3)。

問6 正解4

1. 正しい(安全規則8条2項)。
2. 正しい(安全規則8条1項7号)。
3. 正しい。(安全規則8条1項6号)。
4. 誤り。休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない(安全規則8条1項5号)。休憩の方法は記録不要である。

問7 正解3

1. 正しい（事故報告規則2条10号、3条1項）。
2. 正しい（事故報告規則3条2項）。
3. 誤り。本肢のような事故があった場合、報告書の提出は必要だが（事故報告規則2条13号）、速報することまでは要しない。
4. 正しい（事故報告規則4条1項3号）。

問8 正解2,4

1. 誤り。事故の記録の保存期間は、3年間である（安全規則9条の2）。
2. 正しい（安全規則8条1項）。
3. 誤り。運転者等台帳の保存期間は、3年間である（安全規則9条の4第2項）。
4. 正しい（安全規則9条）。

問9 正解2

車両法の目的は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することである（車両法1条）。「操縦の容易性や安定性の確保を図ること」は含まれない。

問10 正解 A5 B8 C4 D3（車両法47条の2第1項、2項）

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又はこれを（A＝運行する者）は、1日1回、その運行の（B＝開始前）において、国土交通省令で定める（C＝技術上の基準）により、灯火装置の点灯、（D＝制動装置）の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

問11 正解2,4

1. 誤り。自動車検査証は、当該自動車に備えなければならない（車両法66条1項）。
2. 正しい（車両法66条3項）。
3. 誤り。自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない（車両法67条1項）。
4. 正しい（車両法61条の2第1項）。

問12 正解3

1. 誤り。車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車に備えなければならないのは、自動車が時速90キロメートルを超えて走行しないような性能の速度抑制装置である（保安基準8条4項、5項）。
2. 誤り。後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない（保安基準細目224条1項2号）。
3. 正しい（保安基準217条3項1号）。
4. 誤り。貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が7トン以上のもの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない（保安基準38条の2第1項）。

問13 正解3

1. 誤り。これは車両通行帯の説明である（道交法2条1項7号）。本線車道とは、高速自動車国道又は自動車専用道路の本線車線により構成する車道をいう（同法2条1項3号の2）。

2. 誤り。駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で **5分** を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう（道交法 2 条 1 項 18 号）。
3. 正しい（道交法 2 条 1 項 22 号）。
4. 誤り。路側帯とは、**歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため**、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう（道交法 2 条 1 項 3 号の 4）。

問 14 正解 2

1. 正しい（道交法 45 条 1 項 3 号）。
2. 誤り。車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から **3メートル以内** の道路の部分においては、駐車してはならない（道交法 45 条 1 項 1 号）。
3. 正しい（道交法 45 条 1 項 2 号）。
4. 正しい（道交法 45 条 2 項）。

問 15 正解 A3 B1 C2 D2（道交法 72 条 1 項）

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、**（A＝負傷者を救護）**し、道路における**（B＝危険を防止）**する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者（運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員）は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署（派出所又は駐在所を含む。）の警察官に当該交通事故が発生した**（C＝日時及び場所）**、当該交通事故における死傷者の数及び**（D＝負傷者の負傷の程度）**並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

問 16 正解 2

1. 正しい（道交法 50 条 1 項）。
2. 誤り。車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、**当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない**（道交法 38 条 1 項）。
3. 正しい（道交法 36 条 4 項）。
4. 正しい（道交法 36 条 3 項）。

問 17 正解 1, 2

1. 正しい（道交法 32 条）。
2. 正しい（道交法 58 条の 4）。
3. 誤り。このような場合、警察署長は、**当該違反行為をした者（荷主）に対し、違反行為（過積載をして自動車を運転することを要求するという行為）をしてはならない旨を命ずることができる**（道交法 58 条の 5 第 1 項 1 号、2 項）。
4. 誤り。車両等の運転者は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、**その歩行者の通行を妨げてはならない**（道交法 38 条の 2）。

問 18 正解 2, 4

1. 誤り。たとえ当事者間の合意があつたとしても、労働基準法上の基準を理由とする労働条件の低下は許されない。当事者間の合意の有無は無関係である（労基法 1 条 2 項）。
2. 正しい（労基法 7 条）。
3. 誤り。使用者は、就業規則の作成又は変更について、労働組合（労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者）の意見を聴かなければならない（労基法 90 条 1 項）。同意までは不要である。
4. 正しい（労基法 106 条 1 項）。

問 19 正解 3

1. 正しい（労基法 33 条 1 項）。
2. 正しい（労基法 34 条 1 項）。
3. 誤り。使用者は、その雇入れの日から起算して 6 ヶ月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した 10 労働日の有給休暇を与えなければならない（労基法 39 条 1 項）。
4. 正しい（労基法 65 条 2 項）。

問 20 正解 A5 B7 C1 D4（改善基準 4 条 1 項 1 号、2 号）

- (1) 拘束時間は、1 ヶ月について (A=293 時間) を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち 6 ヶ月までは、1 年間についての拘束時間が (B=3,516 時間) を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる。
- (2) 1 日についての拘束時間は (C=13 時間) を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(D=16 時間) とすること。この場合において、1 日についての拘束時間が 15 時間を超える回数は 1 週間について 2 回以内とすること。

問 21 正解 2

1. 正しい（改善基準 4 条 1 項 4 号）。
2. 誤り。労使当事者は、時間外労働協定においてトラック運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2 週間及び 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の一定の期間とするものとする（改善基準 4 条 4 項）。
3. 正しい（改善基準 4 条 2 項）。
4. 正しい（改善基準 4 条 5 項）。

問 22 正解 3

連続運転時間は、4 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 5 号）。

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に、30 分以上の「運転の中断」をしているかどうかで判断する。なお、この 30 分以上の「運転の中断」については、少なくとも 1 回につき 10 分以上（10 分未満の場合、運転の中断時間としてカウントされないので注意）とした上で分割することもできる。

1. 適合していない。前半については、運転時間 4 時間（2 時間 50 分+1 時間 10 分）に対し、合計 40 分（20 分+20 分）の休憩を取っているが、後半、4 時間の連続運転後に 20 分の休憩しか取っていない。
2. 適合していない。前半について、運転時間 4 時間（3 時間 20 分+40 分）に対し、合計 30 分（25 分+5 分）の休憩を取っているが、10 分未満の休憩は運転の中断とならない。したがって、5 分休憩は運転の中断とならず、運転時間 4 時間に対し 25 分の休憩しか取っていないことになる。

3. 適合している。前半については、運転時間 4 時間（2 時間 30 分+1 時間 30 分）に対し、合計 30 分（10 分+20 分）の休憩を取っている。また、後半も 4 時間の連続運転後に 30 分の休憩を取っている。
4. 適合していない。前半については、運転時間 4 時間（1 時間 30 分+1 時間 30 分+1 時間）に対し、合計 30 分（10 分+10 分+10 分）の休憩を取っているが、後半、2 時間 40 分の運転後に 20 分の休憩しか取っていないにもかかわらず、その後 2 時間の運転をしているので、4 時間経過時点で 30 分以上の運転の中断をしていない。

問 23 正解 4

1 日（始業時刻から起算して 24 時間をいう）についての最大拘束時間は、16 時間を超えてはならない（改善基準 4 条 1 項 2 号）。また、勤務終了後、継続 8 時間以上の休息期間を与えなければならない（改善基準 4 条 1 項 3 号）。

・拘束時間

月：8 時～21 時+火曜の 6 時～8 時=15 時間

※月曜の拘束時間は、「月曜の 8 時～火曜の 8 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」となる。

火：6 時～23 時=17 時間

※火曜の 6 時～8 時は、「月曜の拘束時間」にも「火曜の拘束時間」にも含まれる。

水：7 時～17 時=10 時間

木：8 時～23 時+金曜の 6 時～8 時=17 時間

※木曜の拘束時間は、「木曜の 8 時～金曜の 8 時の 24 時間の中で拘束されていた時間」となる。

金：6 時～21 時=15 時間

※金曜の 6 時～8 時は、「木曜の拘束時間」にも「金曜の拘束時間」にも含まれる。

土：8 時～18 時=10 時間

・休息期間

月～火：21 時～6 時=9 時間

火～水：23 時～7 時=8 時間

水～木：17 時～8 時=15 時間

木～金：23 時～6 時=7 時間

金～土：21 時～8 時=11 時間

拘束時間が改善基準に違反する勤務（16 時間を超えている）が、火、木の 2 回あり、休息期間が改善基準に違反するもの（8 時間未満である）が、木～金の 1 回ある。したがって、選択肢 4 が正解となる。

問 24 正解 適 4 不適 1, 2, 3

1. 適切でない。運転者は、事業用トラックの乗務について、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるとき及び酒気を帯びた状態にあるときは、業務前の点呼において運行管理者に申し出なければならない。
2. 適切でない。点呼時に確認する「酒気帯びの有無」については、道路交通法で定める呼気 1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上であるか否かを問わないとされている（安全規則の解釈及び運用 7 条 1 の(8)）。
3. 適切でない。事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者に対しては、運行上やむを得ない場合を除き、対面等により点呼を行わなければならない。したがって、本肢の場合、同乗する交替運転者に対しても、所属する営業所において対面等による点呼を行う必要がある。
4. 適切。

問 25 正解 適 1, 5 不適 2, 3, 4

1. 適切。なお、点呼は営業所において行うことが原則であるが、営業所と車庫が離れている場合等、必要に応じて運行管理者等（運行管理者又は補助者）を車庫へ派遣して点呼を行う等、対面点呼を確実に実施するよう指導する（安全規則の解釈及び運用 7 条 1 の(1)）。また、「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう（安全規則の解釈及び運用 7 条 2 の(3)）。
2. 適切でない。荷主先への到着が指定された時刻より遅くなったということは、運行の状況に影響が出ているので、業務後の点呼で報告しなければならない。
3. 適切でない。中間点呼の際にも、酒気帯びの有無についてはアルコール検知器による確認をしなければならない。
4. 適切でない。中間点呼の実施結果も点呼記録表に記録しなければならない。
5. 適切。本肢の内容を読むと、「所属営業所以外の営業所の運行管理者」と対面点呼を行い、さらに「所属営業所の運行管理者」との電話点呼も行っていると解釈できる。安全規則の解釈及び運用 7 条 1 の(1)には、「所属営業所以外の営業所で乗務を開始又は終了する場合には、より一層の安全を確保する観点から、当該営業所において当該運転者の酒気帯びの有無、健康状態等の状況を可能な限り対面で確認するよう指導すること」とされており、本肢はその内容に沿った内容なので適切であるといえるが、国家試験の問題文の記述としては少し疑義が残る。

問 26 正解 1, 3, 4

1. 適切。
2. 適切でない。適性診断は、運転者の運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化するように動機付けを行うことにより、運転者自身の安全意識を向上させるためのものであり、すでに選任されている運転者に対して実施する。運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものではない。
3. 適切。
4. 適切。

問 27 正解 適 2 不適 1, 3, 4

1. 適切でない。積載物は、自動車の車体の左右から自動車の幅の 10 分の 1 の幅を超えてはみ出してはならないので、本肢のような幅が 2.5m のトラックの場合、トラックの左右から 25cm を超えてはみ出してはならない。したがって、運行管理者の指示は不適切である。
2. 適切。自動車の積載物の高さは、3.8m からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものを超えてはならない。したがって、本肢は適切である。
3. 適切でない。車両総重量が 20 t を超える自動車は、原則として、高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路（重さ指定道路）以外の道路を通行することはできず、どのような道路でも通行できるわけではない。高速自動車国道又は重さ指定道路以外の道路を通行する場合には特殊車両通行許可が必要であり、本肢の運行管理者の指示は不適切である。
4. 適切でない。自動車の積載物の長さは、自動車の長さにその長さの 10 分の 2 の長さを加えたものを超えてはならず、また、積載の方法は、自動車の車体の前後から自動車の長さの 10 分の 1 の長さを超えてはみ出してはならない。したがって、本肢のような長さ 10m のトラックの場合、積載物の長さは 12m を超えてはならず、車体の後端から 1m を超えてはみ出してはならないことになる。本肢の積載物は、分割不可能な全長 12.5m の建築部材なので、積載する場合には、制限外許可が必要となる。

問 28 正解 3

1. 適切。
2. 適切。
3. 適切でない。自動車は追越しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になるため、前の自動車と追越しをする自動車の速度差が小さい場合には追越しに長い時間と距離が必要になる。
4. 適切。

問 29 正解 ①45m ②53m

①停止時におけるA自動車とB自動車の車間距離

停止時におけるA自動車とB自動車の車間距離は「A自動車の空走距離」の分だけ縮まっていることになる。空走距離は「停止距離－制動距離」で求めることができるので、A自動車の空走距離は、停止距離 70m－制動距離 45mで 25mとなり、停止時におけるA自動車とB自動車の車間距離は、70m－25mで 45mとなる。

②A自動車がB自動車の急ブレーキに気づくのが更に1秒遅れた場合に、A自動車がB自動車との車間距離を3メートル残して停止するための車間距離

A自動車がB自動車の急ブレーキに気づくのが更に1秒遅れたので空走距離が25m長くなり(①の空走距離の計算より)、A自動車の空走距離＝25m×2＝50mとなる。つまり、B自動車が停止した後、A自動車は2秒間分の空走距離である50m進んでから停止することとなる。

したがって、A自動車がB自動車との車間距離を3m残して停止するための車間距離は、A自動車の2秒間分の空走距離50m＋停止時の車間距離3mで 53mとなる。

問 30 正解 1, 2

1. 適切でない。今回の運送に使用する自動車は、車両総重量が11,000キログラム以上なので大型自動車に該当する。したがって、大型自動車の運転免許を受けている者を配置する必要がある。

2. 適切でない。「C料金所～D料金所間(58km)を、設定された運転時間(40分)で走行できるか」を考えるが、「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物自動車」が高速道路の本線車道を走行する際の最高速度は時速80kmとされており、本運行で使用する自動車も該当する。

以上を踏まえ、以下①～③のいずれの解法で正誤判断してもよい。

解法①(※走行距離から正誤判断する)

時速80kmで40分(＝2/3時間)走行した場合、 $80\text{km/h} \times \frac{2}{3}\text{時間} \div 60 \div 1000 = 53.3\text{km}$ なので、設定時間では53.3kmの距離しか走行できない。

解法②(※運転時間から正誤判断する)

58kmの距離を時速80kmで走行する場合、 $58\text{km} \div 80\text{km/h} = 0.725\text{時間}$ 、これを「分」に変換すると $0.725\text{時間} \times 60\text{分} = 43.5\text{分}$ (43分30秒)なので、運転時間を43.5分以上に設定しなければ設定時間内に走行できない。

解法③(※平均速度(時速)から正誤判断する)

58kmの距離を40分(＝2/3時間)で走行する場合、 $58\text{km} \div \frac{2}{3}\text{時間} = 87\text{km/h}$ なので、時速87km以上で走行できなければ設定時間内に走行できない。

したがって、C料金所～D料金所間の運転時間を40分と設定したことは適切ではない。

3. 適切。車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合には、貨物の積載状況を「業務の記録」に記録しなければならない(安全規則8条1項6号)。